平成二十四年法律第九十号 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推

目次 章 進に関する法律 総則(第一条—第八条)

5

第四 一章 章移植に用いる造血幹細胞の適切な提供 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業 の推進のための施策(第十条―第十六 基本方針 (第九条)

6

第六章 第五章 造血幹細胞提供支援機関 臍帯血供給事業(第三十条—第四十三 (第十七条—第二 第五十二条) 一十九条) (第四十四条

第八章 第七章 罰則(第五十五条—第六十一条) 雜則(第五十三条·第五十四条)

(目的) 章 総則

第一条 この法律は、移植に用いる造血幹細胞の の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かにより、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供 (定義) つ適正な実施に資することを目的とする。 事業について必要な規制及び助成を行うこと等 となる事項について定めるとともに、骨髄・末 幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本 の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血 適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国 血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給 3 2

第二条 この法律において「移植に用いる造血幹 細胞」とは、移植に用いる骨髄、移植に用いる 取される人の骨髄をいう。 ることをいう。以下同じ。) に用いるために採 のの治療を目的として造血幹細胞を人に移植す その他の疾病であって厚生労働省令で定めるも 末梢血幹細胞及び移植に用いる臍帯血をいう。 この法律において「移植に用いる骨髄」と 造血幹細胞移植(造血機能障害を伴う疾病 5 4

ばならない。

あることに鑑み、その安全性が確保されなけれ 移植に用いる造血幹細胞が人に由来するもので

胞」とは、造血幹細胞移植に用いるために厚生 れる人の造血幹細胞をいう。 労働省令で定める方法により末梢血から採取さ この法律において「移植に用いる末梢血幹細

この法律において「移植に用いる臍帯血」と 造血幹細胞移植に用いるために採取される (出産の際に娩出される臍帯及び胎

> 項及び第四項において同じ。)をいい、当該採 ものを含むものとする。 取の後造血幹細胞移植に適するよう調製された 盤の中にある胎児の血液をいう。第三十条第三

植に用いる末梢血幹細胞の提供のあっせん(以 あっせん事業」とは、移植に用いる骨髄又は移 いう。)を行う事業をいう。 下「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん業務」と この法律において「骨髄・末梢血幹細胞提供

として厚生労働省令で定める業務を含む。以下 取、調製、保存、検査及び引渡し(情報管理そ 用いるために臍帯血供給業務を行うものを除 該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が の他これらの業務に付随し、又は関連する業務 移植に用いる臍帯血の提供について、その採 く。)をいう。 に用いる臍帯血を採取される者の委託により当 「臍帯血供給業務」という。)を行う事業(移植 この法律において「臍帯血供給事業」とは、

第三条 移植に用いる造血幹細胞については、 血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植 を受ける機会が十分に確保されることを旨とし て、その提供の促進が図られなければならな 造

れたものでなければならない。 移植に用いる造血幹細胞の提供は、 任意にさ

植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮さ 造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移 れなければならない。 移植に用いる造血幹細胞の提供については、 移植に用いる造血幹細胞の提供については、

細胞の提供については、その採取に身体的負担 移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹 を伴うことに鑑み、移植に用いる骨髄又は移植 護が十分に図られなければならない。 に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保 2 基本方針は、次に掲げる事項について定める

6 他の品質の確保が図られなければならない。 存等の過程を伴うことに鑑み、その安全性その (国の責務) に用いる臍帯血の特性及びその提供に調製、 移植に用いる臍帯血の提供については、移植 保

一第四条 国は、 「基本理念」という。)にのっとり、移植に用い 前条の基本理念(次条において

る造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策 を策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり を策定し、及び実施する責務を有する。 る造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策 国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用い (造血幹細胞提供関係事業者等の責務)

提供あっせん事業者及び第三十条第二項に規定第六条 第十九条に規定する骨髄・末梢血幹細胞 ことに鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な 関係事業者」という。)並びに第四十四条第一する臍帯血供給事業者(以下「造血幹細胞提供 ばならない。 提供の推進に積極的に寄与するよう努めなけれ 細胞の提供において中核的な役割を果たすべき 項に規定する支援機関は、移植に用いる造血幹

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方 切な提供の推進に関する施策に協力するよう努 めなければならない。 公共団体が講ずる移植に用いる造血幹細胞の適 (医療関係者の責務)

2 健康等の状況の把握及び分析のための取組に必 要な情報の提供に努めなければならない。 (関係者の連携) 医療機関の開設者及び管理者は、第十二条の

第八条 国、地方公共団体、造血幹細胞提供関係 適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図 及び医療関係者は、移植に用いる造血幹細胞の 事業者、第四十四条第一項に規定する支援機関 りながら協力するよう努めなければならない。 第二章 基本方針

第九条 厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細 胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方 を定めるものとする。 (以下この条において「基本方針」という。)

ものとする。 進に関する基本的な方向 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推

他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関
一 移植に用いる造血幹細胞の提供の目標その する事項

三 移植に用いる造血幹細胞の安全性の確保に 関する事項 適切な提

兀 供の推進に関し必要な事項 その他移植に用いる造血幹細胞の

> 3 を変更したときは、 ければならない。 厚生労働大臣は、 遅滞なく、これを公表しな 基本方針を定め、又はこれ

提供の推進のための施策 第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な

第十条 国及び地方公共団体は、教育活動、 の理解の増進)

切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよ 活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の う必要な施策を講ずるものとする。 (情報の一体的な提供) 適

第十一条 国は、造血幹細胞移植を行おうとする する者に対して移植に用いる造血幹細胞の提供 医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要と 施策を講ずるものとする。 に関する情報が一体的に提供されるよう必要な

めの取組の支援) (提供者等の健康等の状況の把握及び分析のた

第十二条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切 営の確保) 援するために必要な施策を講ずるものとする。 健康等の状況の把握及び分析のための取組を支 又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供した者及 び移植に用いる造血幹細胞の提供を受けた者の な提供の推進に資するよう、移植に用いる骨髄 (造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運

第十三条 な提供の推進に資するよう、 め、財政上の措置その他必要な施策を講ずるも 係事業者の安定的な事業の運営を確保するた のとする。 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切 造血幹細胞提供関

(研究開発の促進等)

第十四条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切 成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。 な提供の推進に資する研究開発の促進及びその (国際協力の推進)

第十五条 国は、移植に用いる臍帯血の品質の 必要な施策を講ずるものとする。 る造血幹細胞の提供に関する国際協力の推進に 保に係る国際的な技術協力その他の移植に用 (移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血

第十六条 国は、移植に用いる骨髄及び移植に用 幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備に必要 う、移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血 いる末梢血幹細胞の提供が円滑に行われるよ な施策を講ずるものとする

細胞の採取に係る医療提供体制の整備)

第四章 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん

第十七条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業 ころにより、厚生労働大臣の許可を受けなけれ を行おうとする者は、厚生労働省令で定めると ばならない。 (骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の許可)

第十八条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が きでなければ、同条の許可をしてはならない。 次の各号のいずれにも適合していると認めると 者でないこと。 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血 営利を目的としてその事業を行おうとする

講じていること。 幹細胞の安全性の確保のために必要な措置を

四 その事業を公平かつ適正に行わないおそれ がないこと。 要な措置を講じていること。 幹細胞を提供する者の健康の保護のために必 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血

申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ことができない者として厚生労働省令で定 めるもの 心身の故障によりその事業を適正に行う

破産手続開始の決定を受けて復権を得な

る通知があった日前六十日以内に当該法人 五年法律第八十八号)第十五条の規定によ 当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 き、以下同じ。)である場合においては、 あるものを含む。第六十一条第二項を除 者(当該許可を取り消された者が法人(法 とがなくなった日から三年を経過しない者 の執行を終わり、又はその執行を受けるこ 人でない団体で代表者又は管理人の定めの この法律の規定により刑に処せられ、そ 第二十七条の規定により許可を取り消さ その取消しの日から三年を経過しない

含む。以下同じ。)であった者で当該取消 いずれかに該当する者のあるもの しの日から三年を経過しないものを含む。) 法人でその役員のうちにイからニまでの

第十九条 第十七条の許可を受けた者(以下「骨 髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」とい

> う。)は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる らを提供しようとする者の感染症等への罹患に ついての調査その他の必要な措置を講じなけれ 末梢血幹細胞の安全性が確保されるよう、これ

(提供者の健康の保護等のための措置)

第二十条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業 の措置を講じなければならない。 措置及び移植に用いる骨髄又は移植に用いる末 その他の移植に用いる骨髄又は移植に用いる末 梢血幹細胞の採取に伴う健康被害の補償のため 梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のための 血幹細胞を提供する者に対する健康診断の実施 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢

(採取に当たっての説明及び同意)

第二十一条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事 うとする者に対し、これらの採取に伴う身体的 業者は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末 事項その他これらの採取に関し必要な事項につ 負担、これらの安全性の確保に関し協力すべき 骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供しよ 梢血幹細胞の採取に当たっては、移植に用いる いて適切な説明を行い、その同意を得なければ ならない。

出なければならない。

り、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け るときは、厚生労働省令で定めるところによ

(秘密保持義務)

第二十二条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事 密を漏らしてはならない。 細胞提供あっせん業務に関して知り得た人の秘 の役員)若しくはその職員又はこれらの者であ 業者(その者が法人である場合にあっては、そ った者は、正当な理由がなく、骨髄・末梢血幹

(帳簿の備付け等)

業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十三条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事 簿を備え付け、これを保存しなければならな 事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん業務に関する

(報告の徴収等)

の役員(法人でない団体で代表者又は管理

人の定めのあるものの代表者又は管理人を

行に必要な限度において、骨髄・末梢血幹細胞第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施 胞提供あっせん業務に関し必要な報告を求め、 提供あっせん事業者に対し、骨髄・末梢血幹細 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん業務の状況若 せん事業者の事務所その他の施設に立ち入り、 又はその職員に、骨髄・末梢血幹細胞提供あっ しくは関係者に質問させることができる。 しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、 若

2 3 に提示しなければならない。 員は、その身分を示す証明書を携帯し、 第一項の規定による立入検査及び質問の権限 前項の規定により立入検査又は質問をする職 2 犯罪捜査のために認められたものと解して

はならない

第二十五条 厚生労働大臣は、骨髄・末梢血幹 きる。
対し、その改善に必要な措置を命ずることがで 胞提供あっせん業務の運営に関し改善が必要で あると認めるときは、その必要の限度におい て、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者に (改善命令)

業者は、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業第二十六条 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事 の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとす (事業の休廃止)

第二十七条 厚生労働大臣は、骨髄・末梢血幹細 (許可の取消し等)

胞提供あっせん事業者が次の各号のいずれかに あっせん事業の全部若しくは一部の停止を命ず 月以内の期間を定めて骨髄・末梢血幹細胞提供 該当するときは、その許可を取り消し、又は六 ることができる。

二 この章の規定に違反したとき。 れかに該当するに至ったとき。 第十八条第五号イからハまで又はホのいず

三 第二十五条の規定による命令に違反したと

(補助)

胞提供あっせん事業者に対し、移植に用いる骨第二十九条 厚生労働大臣は、骨髄・末梢血幹細 第二十八条 国は、骨髄・末梢血幹細胞提供あっ せん事業者に対し、予算の範囲内において、骨 の推進のために必要な助言、指導その他の援助 髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の適切な提供 用の一部を補助することができる。 髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業に要する費 (厚生労働大臣の援助)

を行うよう努めなければならない。 (臍帯血供給事業の許可等) 第五章 臍帯血供給事業

第三十条 臍帯血供給事業を行おうとする者は、 厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働 大臣の許可を受けなければならない。

関係者 くは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならな 業者」という。)でなければ、業として、移植 に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若し い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでな 前項の許可を受けた者(以下「臍帯血供給事

いる臍帯血について行う場合 臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用 臍帯血供給事業者の委託により行う場合

三 移植に用いる臍帯血を採取される者の委託 業を行う場合を除く。) その親族が用いるために採取される移植に用 いる臍帯血について行う場合(臍帯血供給事 により当該移植に用いる臍帯血を当該者又は

厚生労働省令で定める場合 臍帯血の適切な提供に支障がない場合として 前三号に掲げるもののほか、移植に用

3 はならない。ただし、次に掲げる場合は、この 製されたものを含む。第二号及び次項において 限りでない。 に用いることができるものとして、引き渡して いものを除く。)を除く。)を、造血幹細胞移植 れる場合における移植に用いる臍帯血(当該移 同じ。)(前項の規定によりその引渡しが禁止さ 植に用いる臍帯血であることをその者が知らな 何人も、業として、人の臍帯血(採取の後調

合 含む。)が移植に用いる臍帯血を引き渡す場 臍帯血供給事業者(その委託を受けた者を

二 人の臍帯血を採取される者の委託により当 該人の臍帯血を当該者又はその親族が用いる ために引き渡す場合

三 前二号に掲げるもののほか、移植に用いる 臍帯血の適切な提供に支障がない場合として 厚生労働省令で定める場合

れる人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。 (許可の基準) 何人も、業として、前項の規定により禁止さ

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可 らない。 認めるときでなければ、同項の許可をしてはな の申請が次の各号のいずれにも適合していると

者でないこと。 営利を目的としてその事業を行おうとする

ること。 その業務の方法が次条の基準に適合してい

三 その事業を公平かつ適正に行わないおそれ

申請者が次のいずれにも該当しないこと。 ことができない者として厚生労働省令で定 めるもの 心身の故障によりその事業を適正に行う

破産手続開始の決定を受けて復権を得な

あった日前六十日以内に当該法人の役員で る行政手続法第十五条の規定による通知がる場合においては、当該取消しの処分に係 者(当該許可を取り消された者が法人であ とがなくなった日から三年を経過しない者 の執行を終わり、又はその執行を受けるこ あった者で当該取消しの日から三年を経過 しないものを含む。) この法律の規定により刑に処せられ、そ 第四十一条の規定により許可を取り消さ その取消しの日から三年を経過しない

いずれかに該当する者のあるもの 法人でその役員のうちにイからニまでの

(品質の確保に関する基準の遵守)

第三十二条 臍帯血供給事業者は、臍帯血供給事 省令で定める基準を遵守しなければならない。 品質の確保のために必要なものとして厚生労働 に関して移植に用いる臍帯血の安全性その他の 業を行うに当たっては、臍帯血供給業務の方法 (採取に当たっての説明及び同意) 3

第三十三条 臍帯血供給事業者は、移植に用いる 植に用いる臍帯血の採取に関し必要な事項につの安全性の確保に関し協力すべき事項その他移 臍帯血の採取に当たっては、移植に用いる臍帯 いて適切な説明を行い、その同意を得なければ 植に用いる臍帯血の使途、移植に用いる臍帯血 血を提供しようとする妊婦に対し、採取した移

(支援機関に対する情報の提供)

第三十五条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令 第三十四条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令 供しなければならない。 第四十四条第一項に規定する支援機関に対し提 いる臍帯血に関し厚生労働省令で定める情報を で定めるところにより、その保存する移植に用 (研究目的での利用及び提供)

は提供することができる

(秘密保持義務)

第三十六条 臍帯血供給事業者(その者が法人で がなく、臍帯血供給業務に関して知り得た人の 職員又はこれらの者であった者は、正当な理由 ある場合にあっては、その役員)若しくはその 秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第三十七条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令 帳簿を備え付け、これを保存しなければならな る事項で厚生労働省令で定めるものを記載した で定めるところにより、臍帯血供給業務に関す

(報告の徴収等)

第三十八条 厚生労働大臣は、この章の規定の施 め、又はその職員に、臍帯血供給事業者の事務 対し、臍帯血供給業務に関し必要な報告を求 行に必要な限度において、臍帯血供給事業者に せ、 状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査さ 所その他の施設に立ち入り、臍帯血供給業務の 若しくは関係者に質問させることができ

2 員は、その身分を示す証明書を携帯し、 に提示しなければならない。 前項の規定により立入検査又は質問をする職 、 関係者

は、犯罪捜査のために認められたものと解して 第一項の規定による立入検査及び質問の権限

第三十九条 厚生労働大臣は、臍帯血供給業務の きる。 対し、その改善に必要な措置を命ずることがで その必要の限度において、臍帯血供給事業者に 運営に関し改善が必要であると認めるときは、 (改善命令)

(事業の休廃止)

第四十条 臍帯血供給事業者は、臍帯血供給事業 るときは、厚生労働省令で定めるところによ 出なければならない。 り、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け (許可の取消し等) の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとす

第四十一条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者 臍帯血供給事業の全部若しくは一部の停止 許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて が次の各号のいずれかに該当するときは、その ることができる。 を命

第三十一条第四号イからハまで又は

ホ

のい

^れかに該当するに至ったとき

(補助) 第三十九条の規定による命令に違反したと

この章の規定に違反したとき。

第四十二条 費用の一部を補助することができる。 算の範囲内において、臍帯血供給事業に要する 国は、臍帯血供給事業者に対し、

第四十三条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者 他移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進のた に対し、移植に用いる臍帯血の品質の確保その めに必要な助言、指導その他の援助を行うよう 努めなければならない。 (厚生労働大臣の援助)

第六章 造血幹細胞提供支援機関

第四十四条 厚生労働大臣は、営利を目的としな 指定することができる とができると認められるものを、その申請によ 「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うこ 支援機関(以下「支援機関」という。)として い法人であって、次条各号に掲げる業務(以下 (支援機関の指定) 全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供

2 所在地を公示しなければならない。 たときは、支援機関の名称、住所及び事務所の 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をし

3 その旨を厚生労働大臣に届け出なければならな 在地を変更しようとするときは、あらかじめ、 支援機関は、その名称、住所又は事務所の所

4 ればならない。 ったときは、当該届出に係る事項を公示しなけ 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があ

(監督命令)

(支援機関の業務)

第四十五条 支援機関は、 次に掲げる業務を行う

業に必要な協力を行うこと。 造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢 幹細胞を提供する意思がある者の登録その他移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血 血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事

三 第一号の登録をした者に係る移植に用いる 情報並びに第三十四条の規定により臍帯血供 事業について、必要な連絡調整を行うこと。 給事業者から提供された移植に用いる臍帯血 骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞に関する 梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給 造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末

> 師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要と らの情報を造血幹細胞移植を行おうとする医 に関する情報を一元的に管理し、並びにこれ する者に提供すること。

四 移植に用いる造血幹細胞の提供に関する普 及啓発を行うこと。

第四十六条 支援機関の役員若しくは職員又はこ

第四十七条 支援機関は、厚生労働省令で定める 援業務に関して知り得た人の秘密を漏らしては れらの職にあった者は、正当な理由がなく、 (帳簿の備付け等) 支

働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付 ところにより、支援業務に関する事項で厚生労 け、これを保存しなければならない。

第四十八条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な 簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関の施設に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳め、又はその職員に、支援機関の事務所その他 簿、書類その他の物件を検査させ、 援機関に対し、支援業務に関し必要な報告を求 実施を確保するために必要な限度において、 (報告の徴収等)

支

2 に提示しなければならない。 員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 前項の規定により立入検査又は質問をする職

係者に質問させることができる。

3 はならない。 は、犯罪捜査のために認められたものと解して 第一項の規定による立入検査及び質問の権限

第四十九条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な 実施を確保するために必要な限度において、支 援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命

(業務の休廃止)

令をすることができる。

第五十条 支援機関は、厚生労働大臣の許可を受 し、又は廃止してはならない。 けなければ、支援業務の全部又は一部を休

第五十一条 厚生労働大臣は、支援機関が次の各 号のいずれかに該当するときは、第四十四条第 一項の規定による指定を取り消すことができ

できないと認められるとき。 支援業務を適正かつ確実に実施することが

第四十九条の規定による命令に違反したと

り消したときは、その旨を公示しなければなら 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取

(補助)

令を制定し、又は改廃する場合においては、そ第五十三条 この法律の規定に基づき厚生労働省 内において、支援業務に要する費用の一部を補第五十二条 国は、支援機関に対し、予算の範囲 理的に必要と判断される範囲内において、所要 の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) の厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合 助することができる。 雑則

(厚生労働省令への委任)

を定めることができる。

法律の実施のための手続その他この法律の施行第五十四条 この法律に定めるもののほか、この に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者 罰金に処し、又はこれを併科する。 は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の 第十七条の許可を受けないで骨髄・末梢血

二 第三十条第二項から第四項までの規定に違 幹細胞提供あっせん事業を行った者

第五十六条 第二十七条又は第四十一条の規定に 又はこれを併科する。 下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、

第五十七条 第二十二条、第三十六条又は第四十 年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す 六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一

第五十八条 第二十五条又は第三十九条の規定に よる命令に違反した者は、百万円以下の罰金に

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者 くは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存 しなかった者 て帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若し 第二十三条又は第三十七条の規定に違反し 五十万円以下の罰金に処する。

項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の 第二十四条第一項若しくは第三十八条第一

> 弁をした者 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答 げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四条第 三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨 報告をし、又は第二十四条第一項若しくは第 項若しくは第三十八条第一項の規定による

三 第二十六条又は第四十条の規定による届出 をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十条 次の各号のいずれかに該当するとき 員は、五十万円以下の罰金に処する。 は、その違反行為をした支援機関の役員又は職 の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとけず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽 第四十七条の規定に違反して帳簿を備え付

二 第四十八条第一項の規定による報告をせ 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避 し、若しくは同項の規定による質問に対して 若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

三 第五十条の許可を受けないで、支援業務の 全部を廃止したとき。

第六十一条 法人の代表者若しくは管理人又は法 その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を 条、第五十六条、第五十八条又は第五十九条の 科する。 違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 が、その法人又は人の業務に関し、第五十五 人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

2 為につきその団体を代表するほか、法人を被告 律の規定を準用する。 場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行 人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法 前項の規定により法人でない団体を処罰する

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 当該各号に定める日から施行する。 附則第四条の規定 公布の日

超えない範囲内において政令で定める日 次条の規定 公布の日から起算して一年を

第二条 第四十四条第一項の規定による指定及び これに関し必要な手続その他の行為は、この法

帯血供給事業に関する経過措置) 行うことができる

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと

律の施行前においても、 同条の規定の例により

(骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍

第三条 この法律の施行の際現に骨髄・末梢血幹 請をした場合において、その期間を経過したと 申請について不許可の処分があったときは、当(当該期間内に第十七条又は第三十条の許可の があるまでの間も、同様とする。 きは、その申請について許可又は不許可の処分 に第十七条又は第三十条の規定による許可の申 事業を行うことができる。その者がその期間内 末梢血幹細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給 第三十条の規定にかかわらず、引き続き骨髄・ 該処分のあった日までの間)は、第十七条又は 細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給事業を行 っている者は、この法律の施行の日から三月間

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の (その他の経過措置の政令への委任)

|第五条 この法律の規定については、この法律の 施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 れるときは、検討が加えられ、その結果に基づ の施行の状況等を勘案して必要があると認めら 施行後三年を経過した場合において、この法律

九 附 八 号 則 (平成三〇年一二月一四日法律第

いて必要な措置が講ぜられるものとする。

(施行期日)

過した日から施行する。 (経過措置) この法律は、公布の日から起算して三月を経

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

(令和元年六月一四日法律第三七

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 を経過した日から施行する。ただし、次の各号

規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百 十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正 っせんに係る児童の保護等に関する法律第一 七条(民間あっせん機関による養子縁組のあ 十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七

> び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及 第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法 百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、 及び第六条の規定 公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっ 他の行為及び当該規定により生じた失職の効力 項その他の権利の制限に係る措置を定めるもの については、なお従前の例による。 に限る。) に基づき行われた行政庁の処分その 前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条 同じ。)の施行の日前に、この法律による改正 (罰則に関する経過措置) ては、当該規定。以下この条及び次条において

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (検討)

第七条 る。 その他の必要な法制上の措置を講ずるものとす る法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐 討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除 六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関 する法律(平成十八年法律第四十八号)におけ て、この法律の公布後一年以内を目途として検 人であることを理由に制限する旨の規定につい 政府は、会社法(平成十七年法律第八十

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日 にから施

第五百九条の規定 公布の日